

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組みを具体的に記載してください。

高齢者、子ども、障がい者を含めすべての人が安心して生活を営める地域づくりに取り組むことが地域ケアプラザの使命と考えている。

また、地域づくりの主体は地域住民であるとも考えており、地域福祉保健計画推進会議への参加や地域ケア会議等を通して地域住民が考える地域課題と子育て環境の変化や地域の高齢化に伴う課題について地域住民と一緒に考えて解決の方向に進めていきます。

地域ケアプラザの管理者として地域ケアプラザの各専門職の能力やこれまで培ってきた地域との信頼関係をもとに課題抽出や課題解決の方法を提供できるよう指導するとともに、関係機関との連携や協働ができる環境整備を行います。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組みについて

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行っていくための取組みを具体的に記載してください。

横浜市根岸地域ケアプラザが担当する地域は古くから住まわれている地域と昭和39年以降に建てられた集合住宅と最近戸建て地区に建てられた集合住宅があります。

住民による福祉活動や防災が熱心に行われており、ボランティアによる配食サービス「愛のお弁当」や有償ボランティア「磯子ねこの手」の活動は長く続けられています。また、以前から町内会館でのサロン活動もされていました。根岸地区社協では毎月地区センターを利用して食事会を催しておりケアプラザからも職員を派遣し、交流をさせていただいています。

根岸地区では毎月、地域福祉保健計画推進会議が行われ区職員、区社協職員、ケアプラザ職員も参加して、地域の課題や情報共有がされています。

担当地域では地域全体の高齢化に伴う担い手の高齢化や見守る隣人の高齢化という他の地域と同様の課題もありますが、以前に建てられた集合住宅では住民の高齢化が顕著であり、また交流のしにくい環境と住民の方の意識があり、支えあいの関係づくりの構築に課題があります。根岸地域ケアプラザではこれまで既存の組織などを活用して顔の見える関係づくりから支えあいの仕組みづくりへと住民の方と協力して取り組んできています。

また、新しい集合住宅等に移住してこられる方が多くいることも特徴としてあり、地域住民との良い関係づくりが地域力を引き出すと考えています。

地域サロンが多く運営されていることも地域の特徴であり、高齢になっても認知症になっても活躍できる場を作ることも課題としています。

障がい者施設や若者の就労支援施設等もあり、地域住民との協働が行われると地域の力になると

考えており、コーディネートすることも地域ケアプラザの役割と考えています。

(3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

<記載場所>

担当地域とは地域福祉保健計画を柱としてその運営に積極的に協力をしています。また、地区ボランティアによる配食サービスでは配食先で異常が発生したときなどすぐにケアプラザ職員が対応し、活動のバックアップをしています。また、配食サービスが必要な方の紹介や仲介を行っています。

行政とは運営面での相談支援を受けるとともに課題のある高齢者等の情報を共有しそれぞれの立場とスキルを活用し支援に繋がっています。

区社会福祉協議会とは地域福祉保健計画の推進や補助金等の情報提供、生活支援整備事業での区レベルの調整などでの連携を持っています。また、区社会福祉協議会の種々の会議の運営にも協力し区レベルでの福祉に関わらせていただいています。

地域サロンや小規模多機能施設へのボランティアの紹介や介護保険施設の社会貢献の取り組みへの協力も行っています。

令和元年度のボランティア連絡会では生活支援センターから講師を招き精神疾患のある方への関りについて共に学ぶ機会を設けています。

(4) 合築施設との連携について

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

根岸地域ケアプラザは根岸地区センターとの合築となっており共有スペースの管理の問題と共に来館される方の目的に違いもあります。

しかし、来館される方は地域住民であり同様にかかわりのある方として地区センターと連携を取りながら運営をしています。

来館される目的の違いを活用して地区センターのロビーを活用したコンサートを共同で行いそれぞれの事業の紹介やそれぞれの施設に関わる地域住民を出演者として招き運営をしています。

根岸地区社協主催のふれあい給食会は地区センターで開催されていますが、ケアプラザからも職員が参加し情報提供等を通して交流を図っています。

管理運営面では防災訓練の共同実施や施設点検での協力と役割分担を行っています。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。

法人の理念

「ひとり一人を大事にし 障害のある人も高齢者も 誰もが健康で平和に暮らせる真の豊かさを持つ社会づくりを目指す」

平成 31 年度の基本方針

平成 30 年度は、障害福祉、介護保険、医療保険三分野同時の報酬改定という節目の年であった。障害分野は、平成 31 年度からの横浜市単補助の改定案が検討され、方向性が示されるごとに、市担当者への意見具申に努めることとなった。社会全体に、少子高齢化、人口減少、介護の担い手不足等の影響が色濃く現れる一方、福祉施策は、地域移行、地域共生、地域包括ケアと打ち出されるばかりで、その実践は、地域に任されていると感じざるを得ない。誰もが住み慣れた地域で支え合って生き続けることは、訪問の家が長年掲げてきた理念に他ならない。しかし、その理念を貫き通すために越えなければいけない課題は、年々大きくなっていると痛感する。

平成 31 年度は、法人としての基本理念・基本方針を各事業所、各実践現場で再認識したいと考える。昨今、施策制度、報酬の仕組み等が非常に複雑、煩雑となり、形式順守が求められていると感じる。このような中で、一人一人に向き合い、支援する人・される人という関係を超え、互いの距離を縮め関係性を築いていくという、朋開所以来、訪問の家が大切にしてきたことを、何としても守っていかなければならない。措置制度からの変革以来、事業実施者として順守すべきことや、支援の提供の検討、実施、評価等の仕組みが示され、その形式を実行することが求められ、スタッフの業務は圧倒的に複雑化、増大化している。一方、国が示す「働き方改革」に伴う種々ルール改正は、重要なことであると認識しつつも、人対人の関係を前提とする私たちの仕事を遂行する上では、バランスをとることの困難さも招いている。しかし、このような困難な状況にあっても、一人ひとりの思いを受け止め、応えていくという基本理念を揺るがすことなく突き進んでいかなければならないと考える。それが、「誰もが暮らしやすい社会」をめざす“福祉”の本来の姿であり、そこに立脚し続けることこそ、訪問の家の存在意義といえる。

具体的な重点課題の第一は、グループホームの体制整備、強化により、障害のある人の地域での生活の実現及び安定化を図ることである。グループホームの数としては、栄地区 8 ヲ所、磯子地区 3 ヲ所、旭地区 2 ヲ所と増えてきた。個所数が増えることで、管理的な傾向に陥ることは、あってはならない。そもそも、たとえ言語的に自身の意向を明確に示すことが難しくとも、本人の身近にいてケアに携わる人が、気持ち、意向を汲み取り、共有することでその人の生活がつくられていくことを、私たちはめざしてきた。人員確保の困難さや、生活する人の高齢化や体調の変化等に直面する今こそ、一人ひとりが望む、あるいは望んでいるであろう生活を共に実現するという原点を再確認し、安定化を実現させていく一年としたい。

重点課題の第二は、共生社会の実現をめざし、地域の方々と協働する、より具体的な取り組みを、事業所ごとに実施していくことである。「我が事・丸ごと～地域共生社会の実現～」は、数年前に国から示されたスローガンである。しかし、その具体的な取り組みやめざす姿もまた、それぞれに任されていると感じる。私たちは、訪問の家創設以来行ってきた地域の方々との関係づくり、共に生きるという実践を、さらに強く豊かなものへと積み重ね、“本当の共生社会に向かう実践”として、内外に示していきたいと考える。

平成31年は、新しい時代の幕開けとなる。社会では、痛ましい事件ややるせない出来事が頻繁に起こり、人々の心がすさんでいるように感じられてならない。そんな中、もっとも重い障害のある一人ひとりの声を聞き、その人を中心に巻き取る人の輪をひろげることが、33年間変わることなく続けていることは奇跡的なこととも思える。法人職員は、そのことに誇りを持ち、新たな時代も明るく突き進んでいきたいと考える。

事業実績

<第二種社会福祉事業>

- ・障害福祉サービス事業の経営
- ・地域活動支援センターの経営
- ・相談支援事業の経営
- ・移動支援事業の経営
- ・老人居宅介護等事業の経営
- ・老人デイサービス事業の経営
- ・老人介護支援センターの経営
- ・障害児通所支援事業の経営

<公益事業>

- ・診療所事業
- ・地域生活支援事業
- ・居宅介護支援事業
- ・地域包括支援センター事業
- ・地域ケアプラザにおける地域活動・交流の事業
- ・基幹相談支援センター事業
- ・喀痰吸引等登録研修機関として介護職員等を対象とした研修の事業

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

予算管理： 現実的な内容で予算編成をしていますが経営環境の変化で修正が必要となることも少なくありません。その為、予算の執行状況確認及び決算見通しの目的で年1回(11月)、内容を再検討し必要箇所の見直しを行う事になっています。

法人税等への対応(滞納の有無)：法人税については税務署の指導によりH21年度から収益事業について申告を行っていますが納税額はゼロです。消費税はH16年度から申告を行い納税しています。申告は会計事務所に委託し、毎年、納付期限前に納付を完了しています。

財政状況の健全性：良好な財政状況です。設備資金の借入金は(R元年3月末現在)約2,500万円ありますが、施設建設時に横浜市社会福祉協議会から借入したものであり、償還財源の半額は元金償還補助

金であります。運転資金の借入金はありません。

財政管理体制の強化：平成 29 年度から会計監査人を設置し、当法人の会計業務に関する監査及び内部統制の運用評価等を行なっています。平成 29 年度決算、平成 30 年度決算は「無限定適正意見」が付されています。

安定した経営ができる基盤： 財政状況は良好であり、後援会等強固な組織による支援（支援者等からの寄附金収入が毎年度約 1 千万円）もあります。また、福祉制度の改革により収支面でプラスになる事業とマイナスになる事業が生じていますが、当法人の場合、多岐に亘る福祉事業を行っている為、部門間の協力により、福祉制度改革にもうまく対応することが出来ています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

所長および職員の確保、配置については、福祉に関する人材難の状況が背景にあることを踏まえて、次の通り考えています。

- ・所長については、2006 年から同職に就いている職員が継続して行う予定です。
- ・職員の一体感を醸成するため、地域支援に関する目標を共有し事業間の連携を深めるよう努めています。また、個人の目標管理制度を定め、上司との面談を年 3 回行っており、資格取得について奨励しています。これらの働きかけによって、何らかの理由によって欠員が生じた場合においても、資格が必要な職種については、異動等で補えるように備えています。さらに、社会福祉士、介護福祉士、看護師等の実習生の受け入れを積極的に行うことによって人材確保に努めています。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

人材育成及び研修計画については、次のとおり行っています。

- 共通（全員）…目標管理制度の実施（年 3 回…計画、中間振り返り、年度の振り返り）
- 個人情報漏洩防止研修、感染症予防研修、法人倫理研修、職員全体研修等（各年 1～2 回）
- 居宅介護支援、通所介護事業…介護保険制度に義務付けられている研修の実施（年間 12 回程度）
- 地域活動交流および生活支援コーディネーター…コーディネーター研修（年間 6 回程度）
- 地域包括支援センター…行政および社会福祉協議会等の企画した研修（年 12 回程度参加）

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組みについて

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

施設及び設備の安全確保及び長寿命化に以下の通り取組んでいます。

職員は就業前に短時間で簡単な清掃を行い、清潔を保つとともに異常個所の発見に努めています。

また貸室利用終了後の点検や利用者の声から不具合箇所の発見を行います。

管理委託契約での設備総合点検、加圧給水ポンプの点検、電気設備及び空調設備等の点検を通して不具合箇所の早期発見と迅速な修繕を行っています。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制及び事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事故防止について各職員がヒヤリハット報告を積極的に上げるようにしており、それぞれの部門で検証し対策を立て、事故防止委員会に提案する。事故防止委員会は各部門の代表者と所長で構成され対策が妥当であるかを検証し客観的な視点から改善提案を行っています。

起きてしまった事故については、医療機関との連携や受診など早急な対応とご家族への連絡を行います。行政への報告を行っています。特に急変が見られた方については必要に応じてすぐに救急搬送を手配し経過をご家族に連絡、行政と法人への報告を行っています。

事故が発生したときには緊急の対応後に当面の対策を立て、1週間以内に原因の究明と根本的な対策を立て、事故防止委員会に提案します。

定期的に危険予知訓練を実施し、職員が危険について敏感になれるように研修を行っています。

(3) 災害に対する取組みについて

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難場所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

福祉避難所の開設及び運営について以下の通り準備をしています。

定期的に防災委員会を開催し福祉避難所開設及び運営について協議しています。

地域ケアプラザ職員は震度5強以上の地震が発生したときには、安全が確保され次第自動参集することとされています。

また、徒歩帰宅訓練を通してケアプラザに来るまでの時間等を体験しています。

参集した職員は建物の外観から安全確認を行い内部に危険がないかを確認してから施設に入りインフラ等の状況を確認します。

その後定められた手順に従って区本部に開設の可否を連絡します。

開設が可能であるときは応急備蓄品を地域ケア室に運び入れ、多目的ホールにある名簿等を準備します。

その後区本部と連携を取り避難者の受け入れを行います。

これまで、地震津波のための避難訓練、福祉避難所開設のための応急備蓄品の避難場所への運び入れ訓練、徒歩での帰宅訓練を実施しました。

イ 災害に備えるための取組みについて

震災や風水害等といった災害に備えるための取組みについて、具体的に記載してください。

災害に備えるための取組について

大規模地震発生時の停電に備えて、電話設備に無停電電源装置を設置し連絡が取れる体制を整えています。

また、トランシーバーやハンドマイクをいつでも使える状態に保ち災害時の施設内連絡のために準備しています。

津波と高潮のための浸水に備え、早い段階での避難とエレベーターが使用できないことを想定し公園側から2階に避難するための訓練を実施して備えています。

(4) 公正・中立性の確保について

この施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

公平中立の確保について

部屋貸し等の施設利用については施設利用マニュアルに従い、公平に利用できています。

自主事業への参加では先着順等により申し込みを受けるとともに事業への参加が必要であるが申込みを自身で行うことが困難な方について対象者を抽出し優先的に参加していただくことで実質的な公平性を図った事業もありました。

包括支援センターでの相談業務から介護保険サービスを受けようとする方について、アセスメントからニーズを抽出し、ホームページを活用し事業者の特性を説明し相談者に居宅介護支援事業所等を選択していただくことで公平・中立の対応を行っている。

介護保険事業においても同様に利用者ニーズを把握し事業所の特徴を説明することで利用者が事業者を選択しやすい環境を作っています。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

利用者のニーズ・要望・苦情への対応として

利用される方との信頼関係を構築し、要望等を言いやすい環境を作っています。

また、ニーズや要望を早めに把握し対応することで苦情にならないようにしています。

地域ケアプラザ利用者アンケートの実施と改善策の提示、介護保険事業の利用者評価の実施（毎年）、通所介護事業での給食アンケート、入浴アンケートを行っています。

事故等により、苦情が発生したときにはすぐに管理職に伝達することとしており、原因究明と共に苦情を申し立てた方に対し説明と謝罪を行い改善策の提示をしています。

改善策の提示は遅くとも1週間以内としています。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

個人情報の保護について

個人情報を個人の持ち物として一番大切なものとして職員教育を行っています。

横浜市条例に基づき作成された法人の個人情報保護マニュアルの周知と共に定期的に研修を行い管理について理解を深めています。

また、ダブルチェックの徹底やファックスの使用ルールの徹底、ログの確認を行い個人情報の漏洩を防止、監視しています。個人情報を収納する棚等の施錠、パソコンの盗難防止、メモリースティック等の持ち出せる記憶媒体の使用禁止、モニタリングや相談対応等で個人情報を持ち出す際のルールを徹底し個人情報の漏洩防止に務めています。

情報公開について

施設、事業情報について広報誌を毎月発行し町内会の回覧やホームページへの掲載を行っています。ホームページでは事業所の情報や業務内容、決算の情報を公開しています。

かながわ福祉サービス振興会のホームページから介護保険事業の情報や利用者評価の情報が公開されています。

法人としての情報公開規定を設けています。

人権尊重について

人権研修を毎年全職員に対して行っており、今年度は人権の尊重と認知症の方への対応としてDVDも使用して研修を行いました。

対人援助を行うときは児童であっても高齢者であってもよく傾聴しその方のバックボーンと共に理解し主訴を把握し一緒に課題解決に努めています。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢(スリム)プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

環境への配慮について

よこはま3R夢プランにより、分別回収を徹底しています。印刷ミス等により発生した紙は個人情報が入っているものを除き裏紙として再利用しています。また、新聞、雑誌等の再資源化について町内会とも連携して取り組んでいます。

市内中小企業優先発注について

施設管理委託業務等を公平性を担保しながら市内の事業所に優先的に発注しています。運営協議会で提供する茶菓についても磯子の一品の紹介と併せて取り組んでいます

男女共同参画推進について

特に女性が働きやすい職場づくりとして、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等ハラスメントが起らないよう、管理職が特に気を付けて職員への啓発に努めています。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

施設の利用促進について

根岸地域ケアプラザは地区センターとの併設である為、福祉保健活動団体の利用が優先的に行われています。

福祉保健活動団体の活動を促進するために、介護予防や認知症予防、ボランティア育成の自主事業を自主活動化し、施設利用団体として活動できるよう支援しています。

また、町内会との連携や当事者団体の利用により夜間の利用が促進されています。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

総合相談について

（高齢者）地域包括支援センターで相談対応を行います。

介護保険の利用希望であるときは認定手続きや利用方法を説明した上で手続きの支援や事業所の選定の支援を行います。居宅介護支援事業所等に引き継ぎます。その他にも成年後見制度利用の必要ななどの課題がある方については引き続き居宅介護支援事業所や行政と連携を取り必要な支援を継続します。地域支援事業等地域資源の利用や参加が必要な方については関係団体の紹介や利用手続きの支援を行います。

（子ども）子育て支援事業を実施している地域活動交流事業や地域包括支援センターの相談事業から受け付けています。その方の状況に応じて療育センターの紹介を行います。また、地域とのつながりが必要な場合は地域と連携した事業に参加できるよう関係機関と調整します。

発達障害の相談室を自主事業として持っており、ここに繋げることも可能です。

（障害者）地域包括支援センターが受け付けます。必要に応じて行政、専門機関に繋がります。また、障害があっても暮らしやすいまちづくりを地域住民と進めており、令和元年度のボランティア連絡会では生活支援センターの職員に講師として来ていただき住民の理解を図っています。

また、8050問題に対しては介護保険事業等を通して若年の障害のある方の負担軽減を図っています。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

各事業の連携及び関連施設との連携について

地域ケアプラザ内の連携円滑化のために毎月事業推進会議を行い介護保険部門も含めた情報交換と事業所全体の運営方針の共有を行っている。

また、指定管理部門では5職種会議を毎月行い事業の趣旨の共有と受付など運営の協力体制を確認しています。

地区センターとは日頃から当日開催する自主事業等の共有など運営面での情報共有等を行い利用される方が困らない対応を行っています。

地域関係機関との連携では福祉保健計画推進会議を中心として地域課題の共有や地域関係機関との協働を行っている。地域関係機関とは自主事業でも協力関係があり、包括支援センターで行っている介護予防の教室には保健活動推進員に食育講座では食生活改善推進員に協力をいただいています。

民生委員児童委員連絡会への参加や連合町内会会町会での情報提供を通して連携を図っています。

また、民生委員児童委員とは連絡票を活用し一般の居宅介護支援専門員との連携も取れる仕組みづくりを行っています。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

地域福祉保健のネットワークの構築について

私たちは地域関連団体や地域住民と一緒に地域福祉を勧めたいと考えており、地域福祉保健計画を中心に各地域団体と連携を取っています。

連合町内会会長会では連町会からの情報を頂くとともにケアプラザの事業や福祉保健に関する情報提供をさせていただいています。

根岸地区地域福祉保健計画推進会議（ハッピー根岸）は各町内会自治会長と地域関係機関の長及び、事業の担い手がメンバーとなっている。月1回会議を持っており、地区社協会長との会議の事前調整と会議の運営に関わらせていただき、実施事業の進捗確認と地域課題の抽出、改善への取組が行われています。

地区社協で実施しているふれあい昼食会（月1回）に参加し、情報提供等行っています。

民生委員児童委員協議会に参加し、情報共有と共に顔の見える関係づくりを図るとともに民生委員とケアマネの連携シートの活用や勉強会を行っている。また、ハッピー根岸事業では町内会事業やケアプラザの事業を掲載したカレンダーを発行しており、民生委員が各担当地区のカレンダーをケアプラザ窓口に取りに来ることでケアプラザに相談しやすい環境づくりを行っています。併せて、民生委員との個別ケースの情報交換会も継続的に行っています。

ケアプラザ事業においては健康づくり講座では保健活動推進員に参加していただき、ヘルスマイトとは食育講座で協働しています。子育て支援事業では地区社協や保育ボランティアと一緒に事業を展開しています。生活支援体制整備事業においても子ども会、民生委員、地域住民と共に課題がある小学生を支援することを目的として子どもとまり木会を令和元年度に立上げました。

根岸地区ボランティアでは配食サービス「愛のお弁当」を25年余りにわたって毎週水曜日に行っており、配食が必要な方の窓口業務と利用されている方からの連絡受付としてケアプラザがかかわるとともに、利用されている方からの相談や普段と異なる状況があったときのバックアップを担うことで安心して活動していただいています。

介護保険事業者等とは介護予防プランを通じて信頼関係を構築し、地域住民が要介護状態になることの予防を図っています。また、民生委員やケアマネ事業所、訪問看護事業所等と勉強会を行い在宅で終末期を迎える為の勉強会を行っています。

居宅介護支援事業においても他法人が運営する居宅介護事業所と合同の事例検討会を実施し、勉強会を行っており、令和元年度は認知症のある方が地域で暮らすためのリスクとその解決について話し合いました。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

区行政との協働について

地域ケアプラザの運営について事業計画の策定、振り返りからの課題抽出を区役所と共に行い、地域福祉の進捗に即した運営ができるよう協働しています。

高齢障害支援課のソーシャルワーカー、保健師と定期的に情報交換する会議を持ち、地域ケア会議の運営や個別ケースでの関りについて、区行政との役割分担と情報共有をしながら進めています。

エリア会議ではこども家庭支援課、生活支援課、地域振興課、高齢障害支援課、磯子区社協と地域情報を共有し、支援を行う上での基礎資料作りを行っています。また実際に町内会長や民生委員の方に協力をいただき、町を歩くことで地域の実情を体感することも行いました。次年度は防災をテーマとして地域のアセスメントを行うこととしています。

地域福祉保健計画に積極的に関わり、地区別計画推進会議に参加するとともに地域住民の介護予防の為に介護予防教室の運営から元気づくりステーションへの移行に繋げています。

また、権利擁護事業では必要に応じて区行政と共に介入し、成年後見制度の積極的な紹介と共に仕業の方と連携を取り制度へとつなげています。

区レベル地域ケア会議、認知症初期対応の会議等に職員を派遣し区行政と協働した事業が運営できるようにしています。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の一員として参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

地域福祉保健計画の区計画について

地区社協会長と地区別計画の進捗と必要な計画について調整するとともに、策定会議や検討部会に職員を派遣し計画策定に区行政、地区担当者とともに取り組んでいます。地区別計画の運営に関わり、協力することと併せてケアプラザとしての介護予防、支えあいの地域づくりに取り組んでいます。

地区別計画の推進について

地区別計画推進会議（ハッピー根岸）が毎月行われており、実施事業の進捗の確認と地域課題の抽出と解決のための取組について、会議の準備から関り、併せてケアプラザができることについて情報提供を行っています。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

自主事業について

高齢者を対象とした事業では食事作りや手芸などを行う「JOYくらぶ」を開所以来継続し自主事業として運営してきましたが、部屋予約など中心となって担う方を育成し、期限を決めて支援することで自主活動化を図っています。また、「ストレッチ講座」、「筋力アップ講座」の自主事業はケアプラザのみでの実施では参加できる方が限られるため、駅前ビルの集会室をお借りして実施することで参加者の利便を図りました。

子どもを対象とした事業では地域の方との顔の見える関係づくりを図り、地域での生活においても関係が継続できることを目的として地域の人材を活用し運営しています。「リトミック」や「おはなし会」では講師を地域の方をお願いし、未就園児を対象とした「のんびりんこ」では地区社協と協働して行っています。

障がい者等を対象とした事業として、何らかの障害があり学校に行き難かったり学習が進まなかったり、友達関係が円滑にいかない子どもとその親を対象とした相談室「ホヌクラブ」を運営しています。また、一般地域の方を対象とした喫茶「カフェ・ヴィータ」では障害者通所施設で作ったチーズケーキを提供し併せて障がい者理解と交流の取組みを行っています。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

福祉保健活動団体等が活動する場の提供について、まず公平に利用できるよう明確にルールを説明しています。

地域特性から夜間の利用が少ないため、町内会や子ども会などに利用を呼びかけ利用促進を図っています。

また、ボランティア育成や自主事業の自主活動化により利用する団体を増やしています。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

ボランティア登録について、地域ケアプラザでボランティア活動をされた方や団体にはボランティア登録をしていただいています。また、1年以上活動のない団体、個人については登録から外すこととしています。

よこはまシニアボランティア制度を活用しボランティア活動が促進されています。また、地域ボランティア組織や趣味活動を活かしたボランティアの方も多くいらっしゃり、ケアプラザとしてボランティア活動をされる方を地域資源ととらえ、ボランティア連絡会を年1回開催し情報提

供と学習会を行っています。

アロマボランティア養成講座を実施し、デイサービスの場も活用しながら地域サロンでの活動に繋げることができました。

また、地域サロンにハンドベルのボランティア講師の派遣を行いました。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

地域における福祉保健活動団体の情報収集について

地域福祉保健計画地区別会議の中で紹介や、併設されている地区センターとの共済事業の運営から活動団体や人材の情報を収集しています。

また、区地域振興課からの情報提供や区社協ボランティアセンターからの情報提供を受けています。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

生活支援コーディネーターは担当地域の町内会・自治会長宅に広報誌の回覧依頼をしながら訪問し、高齢者のニーズなどの情報収集を行っています。また、地域サロンや集会、研修会、民児協、地域福祉保健計画地区別会議に参加し情報収集を行っています。

地域情報の分析は区、区社協と共に行っているエリア会議での地域アセスメントや5職種会議での情報交換の中で行っています。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

多様な主体の活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

生活支援コーディネーターはこれまで、担当地域の地域サロン等の住民活動の他にコンビニエンスストア、スーパーマーケット、不動産屋、介護保険サービス事業所を訪問し高齢者等への対応について情報収集を行うとともに地域ケアプラザの相談機能等を紹介し連携を図っています。

また、エリア会議等で地図上にプロットするなど区、区社協と情報共有と分析を行っています。併せて5職種会議でも情報の活用等事業計画に反映させています。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組み（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

目指すべき地域像の交友と実現に向けた取組みについて

2025年、2045年に向けて地域の高齢化が顕著になり一人暮らし高齢者、高齢夫婦世帯が多くを占めるようになることが予測されます。

高齢になっても障害があっても住み慣れた地域での生活を継続するためにさりげない見守りと必要に応じた支えあいが行われ、専門機関への相談や緊急対応ができる地域の関係づくりが必要と考えています。

平成30年にあった2か所の集合住宅での孤独死からそれぞれの集会室で地域ケア会議を持ち、自分たちの暮らしている集合住宅から孤独死が出ないようにしたいこと。そのためには見守りができる環境が必要であることが居住者の方と共有されました。

一つの集合住宅には自治会があり民生委員も存在し、老人会に相当する組織もあったことからこれらの組織を中心として、どのように見守り、見守られたいかについて地域ケア会議・協議体の会議を通して話し合い、そのポイントを「みまもりすと」として全戸配布しました。更にその活動を組織化し継続させるために協議体として支援していくことにしている。

もう一つの集合住宅では自治会組織がなく理事会が中心になって地域ケア会議を実施しました。

居住者の組織化がされておらず、集合住宅特有のプライバシーの尊重がされていましたが、地域ケア会議から顔の見える関係づくりから始めることと、使われていなかった集会所を活用することから始めることとしました。

こちらでは地域包括支援センター職員が出向き、認知症サポーター養成講座、介護予防教室を開催し地域住民に集会所に来ていただく取組みをしていますが、地域住民が主体的に活動するための担い手を探すことが課題となっています。

更に組織化されていない集合住宅や戸建ての地域でもこれまでの実績に基づいて緩やかな見守りができる地域づくりに住民と共に関わっていきたいと考えています。

エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

第3期までの地域福祉保健活動地区別計画から各地域でサロンや給食会等が行われるようになってきています。

ケアプラザでは広報誌や地区別会議を通じて認知症サポーター養成講座や介護保険、介護予防の講座の開催等で地域サロンや老人会の集まりに参加させて頂いてきました。

今後、さらに高齢化が進むことが予測されますが、根岸駅前地区を始め新しく建設される集合住宅などに若年層の流入があります。

これらの住民とも連携を取り地域の一員として担い手になっていただくために子育て支援事業等を地域の担い手の方と協働して実施しています。

地域活動交流で行っているストレッチ講座等にも参加がありボランティア活動にもつなげていきたいと考えています。

また、高齢になっても障害があっても地域の担い手として活躍できる場を創出することで、介護予防や支えあいまちづくり実現して行きたいと考えています。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

総合相談支援業務について

広報誌やホームページを活用しての来所相談や電話相談に対応します。

担当圏域では町内会や民生委員の活動は活発で地域サロンやボランティアによる配食サービスなども行われています。

地域ケアプラザと地域関係機関はとても徳連携が取れており、課題のある方の相談が繋がり易くなっています。

更に、相談を受けたらすぐに対応するように心がけており、必要に応じて区とも連携して対応することとしています。

虐待事例は少ない傾向がありますが単身世帯、高齢夫婦のみ世帯が多くあります。

高齢者住宅もあることから認知症の単身世帯もあり、成年後見制度に早い段階でつなぐようにしています。

更に地域に暮らす方に認知症サポーター養成講座を受講していただく等により、認知症の方が地域で暮らすことの理解と協力を得ていくことが今後必要と考えています。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

認知症支援事業について

包括支援センターとして認知症予防に取り組むことと共に認知症になっても安心して暮らすことのできる地域づくりに取り組むことが必要と考えています。

認知症のために行方不明になる方の早期保護につながる協力体制の構築を区行政、区社協とともに取り組みます。

また、認知症の方を支える方を増やすために認知症サポーター養成講座や講座受講者が活躍できる場として地域ケアプラザの自主事業や地域サロンの紹介を行います。

認知症サポーター養成講座はこれまで、小中学校やボランティア連絡会、老人会、スーパーマーケット、銀行、警察署等で行ってきましたが、更に広く地域住民を対象としたものや企業、事

業所で開催していき、また繰り返し実施することで認知症への理解と協力者の獲得ができると考えています。

認知症の方や家族が交流できる場としてだれでもが集うことができる喫茶店「カフェ・ヴィータ」を継続していきます。

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

権利擁護業務について

根岸地区はワンルームマンションやアパートが多くあり、他地域から移り住んで来られる方も多くあります。また、単身世帯、夫婦のみの高齢世帯も多くあることから保佐程度から成年後見制度を利用される方が多くいらっしゃいます。そのため、一般地域の方を対象に制度の説明をしていくことが必要と考えています。令和元年度は成年後見制度を利用した際に必要な費用の講座を行いました。引き続き制度普及とコーディネート業務を行っていく必要があると考えています。

消費者被害にあわれる方も多くあることから、一般地域の方、民生委員、消費生活推進員等、介護保険事業者等を対象に被害防止の為に講座を実施し、地域の見守り体制構築により被害にあわないまちづくりを進めていきたいと考えています。

認知症のために行方不明になる方も増えていくことが予測されることから、磯子区のアんしんネットワークの紹介、活用、協力機関への研修実施等を通じて、充実を図るとともに認知症サポーター養成講座等を一般地域の方、地域関係機関、学校、企業を対象に地道に行い地域の見守りを厚くしていきたいと考えています。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

担当地域では地域福祉保健計画地区別取組みの事業を始め連合町内会単位の事業や町内会単位のサロン等の事業が盛んにおこなわれていますが、担い手の高齢化が課題になっています。また、地域の高齢化も26%（2018）と高くなってきています。

包括的・継続的ケアマネジメントを元気な方から支援が必要な方までその段階に応じてフォーマル、インフォーマルな支援が継続的に行える体制づくりを行うことと考えていますが、更により多くの方がまたその方の状況により多様な参加する場を創出することで高齢になっても障害があっても地域貢献をし、介護予防、要介護状態の増悪防止につながると考えています。

区行政、区社協、医療機関、介護保険事業者等と併せて、地域サロンなどの地域の取組みとも協働して関係づくりを行っています。

■在宅医療・介護連携推進事業

地域の高齢化に伴い医療を必要とされる方もさらに増加すると考えられています。

また、入院病床数も限られているため医療依存が高い方についても在宅生活を送られる方が多くなってきており、さらに増えていくことが予測されます。

これまで、医療機関との連携シートの開発や医師会とケアマネ連絡会との合同研修の企画などを通して入退院時の対応や医療と介護の連携について研修をしてきました。

基幹病院の地域連携室や地域診療所、訪問診療医、磯子区在宅医療連携拠点相談室「かけはし」訪問看護ステーションとケアマネジャー、介護保険事業所との連携を更に円滑にし在宅で療養する医療依存度の高い方や家族が安心して生活でき、終末期にも対応できるようにしたいと考えています。

平成30年度、令和元年度には民生委員やケアマネジャー等を対象として訪問看護師、ヘルパーステーション管理者を講師に迎え終末期を在宅で迎えることについての勉強会を行いました。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

地域ケア会議について

個別ケース地域ケア会議においては地域で課題を共有できる事例を取り上げ、介護保険事業者やケアマネジャー、地域関係機関、親族・家族、近隣住民に会議に参加していただき、課題を明確にし、役割分担や制度利用等による課題解決を図るとともに普遍的な地域課題の抽出を図っています。

包括圏域地域ケア会議では区職員、区社協、地域関係団体等にも参加していただき個別ケース地域ケア会議から出された地域課題について検討し、課題解決を図るとともに制度等の区レベルで検討する課題の抽出を行っています。

ごみ屋敷を課題とした個別ケース地域ケア会議ではそれぞれの対応や地域住民の気づきについて話し合い、包括圏域の地域ケア会議では行政からの制度の情報を得ながら対応について検討しました。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

要支援状態の改善や要介護状態に移行することを防止できるケアプランを作成することができる居宅介護支援事業所を選定し、業務委託するとともにケアプランの確認や担当者会議に同席することにより介護予防ができているかについて、また日常生活での活動量の増加など目標達成の評価を行い予防支援計画書の改善を提案しています。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

介護予防教室など啓発事業を自主活動化し元気づくりステーションとして運営できるように支援しています。

地域ケアプラザと北磯子住宅で実施されている元気づくりステーションが継続できるよう後方支援を行います。

西町、ダイヤモンドマンションで行われている介護予防教室が自主運営できるように支援します。

また、各町内会、自治会で行われているサロン等に出向き、介護予防についての講座や体操教室を行う等により身近な場所での介護予防ができるよう取り組みます。

自主事業では、ケアプラザを会場とした介護予防教室を保健活動推進員と協働して月1回開催し、地域活動交流事業でもストレッチ講座、筋力アップ講座を月1回開催しています。

ストレッチ講座は駅前ビル集会室を利用しても開催しています。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

その方の状態に応じた支援が提供されることと共にその方の状態に応じた社会参加ができることまた、その場が提供されることを目標にネットワーク構築に取り組みます。

介護保険事業者とは介護予防支援事業の業務委託を通してインフォーマルサービスの利用と参加をケアプランに位置付けることにより、要支援状態になってもその後要介護状態になっても地域の生活者として社会参加しながら住み慣れた地域で暮らすことができるよう支援します。

地域福祉保健計画地区別推進会議への参加を通して地域課題の把握と取り組みを地域関係機関とともに取り組み、必要な事業の創出と運営を行います。

ボランティアの配食サービスや民生委員との連携により相談支援に結び付け、医療機関や専門相談機関の紹介、介護保険サービスの利用、地域サロン等への参加に繋がります。

また、ケアプラザの自主事業等で養成したオレンジボランティアやアロマボランティア、朗読ボランティアやケアプラザで活動しているボランティアを地域サロン、地域密着型サービス等へ紹介し活動の活性化と共に活動の場の創出に繋がります。

更に、最後まで生きがいを持って地域での生活が送れるようにすることが介護予防と考えており、高齢になり認知症があっても障害があっても地域の活動に参加できるよう地域関係機関と検討して行きます。そのために地域関係者を対象とした認知症の理解や障害理解の勉強会を継続していきます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

居宅介護支援事業はケアプラザに設置されていることを踏まえ利用される方のニーズ、希望を尊重するとともに、特に公正中立を心掛け事業者選定を行い、また地域関係機関との協働や地域への情報発信に努めています。

地域包括支援センターとの連携が容易であることから困難ケースを積極的に受入れ、地域包括支援センターや成年後見人等と連携しケアマネジメントを行っています。

また、地域包括支援センターの本来業務を支援するため要支援者のケアプラン作成も積極的に受入れるとともに介護予防に資するケアマネジメントを提供します。

(6) 通所介護等通所系サービス事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、通所介護等通所系サービス事業について、プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

通所介護等通所系サービス事業について

地域ケアプラザに設置されてことを踏まえ、より多くの対象者が最後まで在宅生活を継続できるよう職員の介護技術の向上と医療機関や居宅介護支援事業所、その他介護保険事業所等との連携を図ります。

在宅生活を継続するために介護予防、特に認知症予防に取り組むことを運営方針としており、コグニサイズや回想法等を取り入れたプログラムの提供と共に昼食は自前の職員が厨房で調理することとし季節に合わせた食材を用い、減塩とバランスの良い食事を提供しています。また、入浴サービスにおいても浴室内を利用者が工作した作品で飾り季節感を出し、音楽を流して楽しい雰囲気 연출し、季節に合わせた入浴剤による血流促進により認知症予防を図っています。

認知症介護実践者研修をこれまで3名の職員が受講し、更に受講する職員を増やす予定としています。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

平成6年に設置された施設であり維持管理に経費が掛かるようになっている。

指定管理部分及び介護保険部分での修繕はそれぞれ60万円まで指定管理料、介護保険から区事業企画係と事前協議し支出することとなっているが、それ以上の修繕についても必要が生じることが予測されます。

緊急の対応が必要とならないように施設、設備の維持管理のために専門業者に委託し、軽微な段階で修繕できるよう努めます。

また、自主事業等の利用料金については利用される方に材料費等王影木負担をしていただくこと

により事業費の軽減を図ります。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

横浜市根岸地域ケアプラザは根岸地区センターと併設されているため主に福祉保健利用目的の団体が利用するため利用料金の発生は想定されていません。

自主事業等を運営する際は職員が講師を務める、地域人材を活用する等により経費を削減するとともに、地区センターとの共催事業や地域関係機関との共催事業の開催により経費削減を図ります。

地域福祉保健計画地区別会議に参加し地域課題を把握分析しニーズを把握できることから効率よくニーズに即した自主事業へとつなげることができます。

自主事業において地区社協やヘルスマイト、保健活動推進員と協働することにより地域課題に即した事業運営が行うことができます。

7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

（地域活動交流部門）

・地域福祉保健計画地区別会議（ハッピー根岸）に事前準備から参加しお楽しみ会「和」、パソコン相談室、ハッピー根岸カレンダーの発行に関わり、各町内会事業の活動を支援した。

また、安心安全会議では地域の代表者と共に地域課題の抽出を行い、防災講座、消費者被害防止、交通安全等の講座を企画した。

・子育て支援事業としてリトミック、絵本の読み聞かせを中心としたおはなし会を地域のボランティア講師に依頼して実施した。

・未就園児を対象とした子育て支援事業「のんびりんこ」を地区社協と協働で実施し、看護師の職員を派遣し育児相談に対応した。

・発達障害の子、親の相談室ホヌクラブを開設し相談対応と共に学習支援を行った。

・一般地域の方を対象とした喫茶事業「カフェ・ヴィータ」ではボランティアの活動の場の提供、障がい者通所施設で製造されたチーズケーキの提供を行い、一般地域の方や高齢の方、障害のある方の交流の場を提供した。

・介護予防事業として、歌と体操を行う健康ケセラセラ、ストレッチ講座、筋力アップ講座を実施している。ストレッチ講座は地域の要望があり駅前ビル集会所での開催も行うようになった。

・高齢者向け事業ではJOYくらぶを開所当初から行っており、担い手が育成できたことから自主事業化を進めていく。

（地域包括支援センター）

・総合相談では多様な相談に区行政、区社協、弁護士等専門相談機関等と連携し対応した。

・成年後見制度の普及の為、必要な費用がわかる講座も実施した。

・磯子区版エンディングノートを実際書いてみる研修を実施した。

・消費者被害防止の為の講座を実施した。

- ・地域ケアプラザと中浜町で行っている元気づくりステーションの支援と北磯子住宅で行われている介護予防教室の元気づくりステーション移行への支援を行った。
 - ・禪馬自治会、西町、ダイヤモンドマンションで行っている介護予防教室の支援を継続している。
 - ・新任ケアマネ研修や研修会の企画を行いケアマネジャーの質の向上を図っている。
 - ・在宅療養をテーマとした民生委員とケアマネの勉強会を定期的実施している。
 - ・民生委員と協力し外出しにくい高齢者を対象とし、男の料理教室メンバーに担い手をお願いし月に1回、カレー食堂を実施している。
 - ・ごみ屋敷をテーマとした地域ケア会議では個別ケースから対象者が困りごとを抱えて行くことを住民が察知していることを地域住民の方と共有し見守りの大切さを学ぶとともに、片付け支援の住民の協力の在り方について共有することができた。
 - ・集合住宅での見守り他姓の構築をテーマとした地域ケア会議では住民が主体となり「みまもりすと」という見守り方・見守られ方の重点項目をリスト化し連絡先を記載した資料を作成し、住民組織で全戸配布をすることができた。
- (生活支援体制整備事業)
- ・担当圏域にある町内会等の運営するサロン、研修会に参加し地域の実情の把握に努めた。
 - ・スーパーマーケット、コンビニエンスストア、不動産屋に高齢者の対応についてアンケートを行い連携できるようになり、スーパーマーケット2件に地域ケアプラザのチラシ配架をさせていただけるようになった。
 - ・高齢男性の活躍の場づくりと支援が必要な子どもの居場所作りを目的として区社協、子ども会にも協力していただき「根岸子どもとまり木会」を組織し、令和2年度には自主活動ができるようコーディネートしている。
 - ・男性の担い手育成と組織化を目的とし男の井戸端会議を実施した。

(2) 職員配置状況について

前期の指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

平成28年4月1日～平成29年3月31日	100%
平成29年4月1日～平成30年3月31日	100%
平成30年4月1日～平成31年3月31日	100%

指定管理料提案書及び収支予算書 (横浜市根岸地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 1	内訳 (地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象人件費)	12,663,249
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳 (地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	539,750
事業費 (税込)		750,000
事務費 (税込)		1,304,000
管理費 (税込)	・ 光熱水費 ・ 施設維持管理費 (各種保守点検費)	3,246,000
指定額	小破修繕費 474,000 円	474,000
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	△
施設使用料相当額 ※ 2		△2,380,000
合 計		16,596,999

※ 1 : (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数 (0.125 人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※ 2 : 指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい。

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※3	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費)	■■■■■
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費)	■■■■■
事業費(税込)		■■■■■
事務費(税込)		■■■■■
合 計		5,802,000

※3：生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※4	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員 等のうち賃金水準スライド対象人件費)	19,522,748
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員 等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	622,250
事業費(税込)		538,000
事務費(税込)		1,370,000
管理費(税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費)	863,000
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000
利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	△
合 計		23,671,998

※4：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費(税込)		154,000
合 計		154,000

2 収支予算書

(単位：円)

項目		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
内 訳	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業(a)	16,596,999	16,596,999	16,596,999	16,596,999	16,596,999
		生活支援体制 整備事業(b)	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000
		地域包括支援 センター運営 (c)	23,671,998	23,671,998	23,671,998	23,671,998	23,671,998
		一般介護予防 事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000
		合計(a)～(d)	46,224,997	46,224,997	46,224,997	46,224,997	46,224,997
	介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第1号介護 予防支援事業	71,725,003	71,725,003	71,725,003	71,725,003	71,725,003
		居宅介護支援 事業	12,939,000	12,939,000	12,939,000	12,939,000	12,939,000
		通所系サービ ス事業	3,002,000	3,002,000	3,002,000	3,002,000	3,002,000
	その他収入		122,000	122,000	122,000	122,000	122,000
	収入合計(A)		134,013,000	134,013,000	134,013,000	134,013,000	134,013,000
内 訳	人件費	101,356,000	101,556,000	101,756,000	101,956,000	102,156,000	
	事業費	9,905,000	9,905,000	9,905,000	9,905,000	9,905,000	
	事務費	7,827,000	7,827,000	7,827,000	7,827,000	7,827,000	
	管理費	9,695,000	9,695,000	9,695,000	9,695,000	9,695,000	
	消費税等	1,166,000	1,166,000	1,166,000	1,166,000	1,166,000	
	その他	3,240,000	3,240,000	3,240,000	3,240,000	3,240,000	
支出合計(B)		133,189,000	133,389,000	133,589,000	133,789,000	133,989,000	
収支(A-B)		824,000	624,000	424,000	224,000	24,000	

団体の概要

(令和 2年 2月20日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん ほうもんのいえ) 社会福祉法人 訪問の家
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒 247-0034 神奈川県横浜市栄区桂台中 4-7 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式8同意書による)に使用します)
設立年月日	昭和60年12月19日
沿革	昭和60年12月 社会福祉法人「訪問の家」の設立認可がおきる 昭和61年 4月 知的障害者通所更生施設「朋」を設立 平成 5年 5月 「朋」内に「朋診療所」を開設 平成 6年 3月 グループホーム「きゃんばす」を開設 平成 6年 4月 横浜市根岸地域ケアプラザの運営委託を受ける 知的障害者通所更生施設「集」を設立 平成 7年12月 ふれあいショップ「さんぼみち」開店 平成 8年 4月 地域作業所「CAN」のバックアップを開始 平成10年 4月 横浜市重度重複障害者デイサービス事業を開始 平成10年 5月 グループホーム「どりーむはんず」を開設 平成11年 5月 地域活動ホーム「径」を設立 横浜市桂台地域ケアプラザの運営委託を受ける 平成12年 4月 朋分場「CAN」を開設 平成13年 6月 障害者ホームヘルプ事業「さくら草」を開設 平成14年 2月 グループホーム「アレグリア」を開設 平成14年 7月 グループホーム「ふおーびーす」を開設 平成16年 5月 訪問看護ステーション「さくら草」を開設 高齢者ホームヘルプ事業「さくら草」を開設 平成16年 8月 グループホーム「ひいらぎ」を開設 平成17年 5月 グループホーム「からーず」を開設 平成18年 4月 グループホーム「トポス」を開設 平成18年 8月 グループホーム「オハナ」を開設

	<p>平成 19 年 2 月 グループホーム「コム」を開設</p> <p>平成 19 年 4 月 「朋第 2」を開設</p> <p>平成 19 年 10 月 地域活動ホーム「連」を設立</p> <p>平成 23 年 3 月 さかえ次世代交流ステーションにて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援室 ・栄区後見的支援室「とんぼ」 ・学齢期の居場所「ぴっころんど」を開設 <p>平成 24 年 1 月 グループホーム「ハイビスカス」を開設</p> <p>平成 24 年 6 月 グループホーム「はびねす」を開設</p> <p>平成 24 年 10 月 横浜市多機能型拠点「郷」を設立</p> <p>平成 25 年 3 月 グループホーム「ファイン西が岡」を開設</p> <p>平成 26 年 2 月 「連 相談支援室」「障害者後見的支援室 絆」を開設</p> <p>平成 28 年 1 月 法人設立 30 周年記念式典を開催</p> <p>平成 28 年 1 月 指定特定相談支援事業所「PAC」開設</p> <p>平成 28 年 3 月 グループホーム「ファイン鶴ヶ峰」開設</p>
事業内容等	<p><第二種社会福祉事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業の経営 ・地域活動支援センターの経営 ・相談支援事業の経営 ・移動支援事業の経営 ・老人居宅介護等事業の経営 ・老人デイサービス事業の経営 ・老人介護支援センターの経営 ・障害児通所支援事業の経営 <p><公益事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療所事業 ・地域生活支援事業 ・居宅介護支援事業 ・地域包括支援センター事業 ・地域ケアプラザにおける地域活動・交流の事業 ・基幹相談支援センター事業 ・喀痰吸引等登録研修機関として介護職員等を対象とした研修の事業

	年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
財務状況	総収入	2,180,503,364 円	2,295,815,528 円	2,195,244,292 円
	総支出	2,235,549,135 円	2,200,667,716 円	2,162,326,328 円
	当期収支差額	▲55,045,771 円	95,147,812 円	32,917,964 円
	次期繰越収支差額	402,030,079 円	497,177,891 円	530,095,855 円
	連絡担当者	【所 属】横浜市根岸地域ケアプラザ 【氏 名】 【電 話】045-751-4801 【F A X】045-751-4821 【E-mail】		
特記事項				